

(様式①)

事業計画書目次

[財政局]

17款1項18目 自動車事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38 新規・ 拡充 の政策
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
38	児童手当補助金	76,560	76,560	86,400	86,400	△ 9,840	△ 9,840	
39	地共済追加費用負担補助金	191,340	191,340	222,465	222,465	△ 31,125	△ 31,125	
40	基礎年金公的負担補助金	416,591	416,591	-	-	416,591	416,591	
	計	684,491	684,491	308,865	308,865	375,626	375,626	

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[財 政 局 総 務 課]

事業名	
17 款 1 項 18 目	
児童手当補助金	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	17-1-18 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	76,560	0					76,560
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	86,400						86,400
増△減	△ 9,840	0	0	0	0	0	△ 9,840

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算 事業費	90,204	90,312	85,440
市債+一般財源	90,204	90,312	85,440
決 算 事業費	82,482	80,958	75,097
市債+一般財源	82,482	80,958	75,097

歳出	令和4年度	令和5年度
予 算 事業費	82,223	78,998
市債+一般財源	82,223	78,998

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】
地方公営企業職員にかかる児童手当に要する経費のうち、国（総務省）の繰出基準に基づき、一般会計からの補助金を予算計上します。

根拠・データ等
横浜市交通局職員数

【令和3年度実施内容と期待される効果】
自動車事業会計に繰出しを行い、経営基盤の強化を図ります。

【実績及び今後見込み】
実績及び見込み金額は上段の推移表を参照。
なお、総務省の繰出基準に基づく補助金であり、今後、法令や繰出基準が変更となった場合は、金額の増減が発生します。

参考：これまでの繰出基準推移（19年度以降抜粋）

	変更前	変更後
平成19年4月～	3歳未満児童1～2人目は支給額5,000円 3歳未満の児童は繰出基準対象外	3歳未満児童1人目から支給額10,000円 3歳未満の児童は支給額30%が繰出基準対象
平成22年4月～	3歳未満児童1人目から支給額10,000円 3歳未満の児童は支給額30%が繰出基準対象	中学修了まで一律13,000円、3歳未満の児童は 支給額から7,000円を除いた額が繰出基準対象
平成23年10月～	中学修了まで一律13,000円、3歳未満の児童は 支給額から7,000円を除いた額 が繰出基準対象	3歳未満児童及び第3子は支給額15,000円、 それ以外は支給額10,000円 3歳未満児童は支給額から7,000円を除いた額が繰出基準対象
平成24年6月～	3歳未満児童及び第3子は支給額15,000円、 それ以外は支給額10,000円 3歳未満児童は支給額から7,000円を除いた額 が繰出基準対象	3歳未満児童及び3歳から小学生までの第3子以降は 支給額15,000円、それ以外は支給額10,000円、 ただし、受給者の所得が所得制限限度額を超える場合は 支給額5,000円（特例給付） 3歳未満児童は支給額の8/15が繰出基準対象額

【事業費の内訳】

3歳未満		3歳～中学生まで		第3子(3歳～小学校修了前)		特例給付	
延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	延支給児童数(人)	年間支給額(千円)	延支給児童数(人)	年間支給額(千円)
15,000円/月 (a)	年間支給額 (b)	10,000円/月 (c)		15,000円/月 (d)		5,000円/月 (e)	
90	16,200	416	49,920	89	16,020	33	1,980

※元年度決算において精算は発生していない。

補助対象額 (b) + (c) + (d) + (e) 76,560 千円

【事業スケジュール】
年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助

【事業開始年度】
平成12年度に繰出基準に追加され、同年度から補助開始

【根拠法令】
地方公営企業法第17条の3
令和2年4月1日総財公第77号「令和2年度の地方公営企業繰出金について（通知）」

【根拠とするデータ等】
横浜市交通局職員数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	藤村 英樹	栗原 涉	阿武 拓実

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[財政局 総務課]

事業名
17款 1項 18目
地共済追加費用負担補助金

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	17-1-18 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	191,340	0					191,340
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	222,465						222,465
増△減	△ 31,125	0	0	0	0	0	△ 31,125

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	212,334	250,580	238,523
市債+一般財源	212,334	250,580	238,523
決算 事業費	239,307	216,484	185,183
市債+一般財源	239,307	216,484	185,183

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	232,855	231,768
市債+一般財源	232,855	231,768

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【 事業の目的・必要性 】

1 地共済追加費用の概要
地方公務員等共済組合法が昭和37年12月1日から施行され、これより前に職員としての在籍期間を有する組合員については、その期間についても、年金支給額算定の基礎となりました。
しかし、昭和37年12月1日以降の期間にかかる財源だけでは、その職員に対する長期給付の資金に不足が生じることから、その不足額を追加費用として、その職員が在籍した地方公共団体（公営企業においては、その職員の在籍した企業会計）が負担しています。

2 自動車事業のみ繰出基準化した理由
共済追加費用は、官民の年金制度の違いから、民営バス事業者が負担しない費用であり、これまで公営バス事業者が料金収入で賄ってきました。しかし、平成14年2月から乗合バス事業の規制緩和が実施されることを受け、規制緩和の実施による競争条件を同じくする観点から、平成13年度からこの追加費用について財政措置がなされるものとされました。

根拠・データ等
横浜市交通局職員数

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】
自動車事業会計に繰出しを行い、経営基盤の強化を図ります。

【 実績及び今後見込み 】
実績及び見込み金額は上段の推移表を参照。
基礎となる給料総額や共済組合の追加費用率は毎年変動しているため、補助額も変動していきます。

(参考) 追加費用率の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
56.5/1000	44.3/1000	27.5/1000	28.8/1000	30.9/1000	28.8/1000	24.3/1000

※予算積算時点

【 事業費の内訳 】
追加費用の算出式
当該年度の4月1日における地方公共団体職員の掛け金の標準となる給料総額に12を乗じた額に追加費用率を乗じた額。
標準報酬制(12か月分) 7,874,068千円 × 24.3/1000 (R3予算追加費用率) = 191,340千円 (a)
※追加費用率については、毎年総務省から各共済組合毎に適用すべき率等が告示され、この告知を受け各共済組合が自組合分の費用率を計算する。

令和元年度不足精算額 (b) 0千円 補助額 (a) + (b) = 191,340千円

【 事業スケジュール 】
毎年9月末頃に追加費用額が確定、その後年度末までに繰出。

【 事業開始年度 】
平成13年度に繰出基準に追加され、同年度から補助開始

【 根拠法令 】
地方公営企業法第17条の3
令和2年4月1日総財令第77号「令和2年度の地方公営企業繰出金について（通知）」

【 根拠とするデータ等 】
横浜市交通局職員数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	藤村 英樹	栗原 渉	阿武 拓実

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[財政局 総務課]

事業名	
17 款 1 項 18 目	
基礎年金公的負担補助金	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	416,591	0					416,591
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	0						0
増△減	416,591	0	0	0	0	0	416,591

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	405,023	240,746	0
算 市債+一般財源	405,023	240,746	0
決 事業費	240,745	0	0
算 市債+一般財源	240,745	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	426,240	422,534
算 市債+一般財源	426,240	422,534

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

○事業目的

地方公営企業の経営の健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金について、公的負担に要する経費を計上するものです。

○繰出基準

- 前々年度において経常収益（基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計から当該事業に係る特別会計に繰入れられた額を除く。）の経常費用に対する不足額を生じているもの又は前年度において繰越欠損金があるものとする。
- 繰出しの基準額は、職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額又は前年度の繰越欠損金のいずれか多い額を限度とする。）とする。

(自動車事業会計の状況)

令和元年度経常収益 20,719,770,679 円-A
 うち基礎年金公的負担補助金 0 円-B
 令和元年度経常費用 20,449,711,412 円-C
 令和元年度経常収支の不足額 (A-B-C) 270,059,267 円-(a)・・・不足額なし
 令和2年度累積欠損金(予定) ▲3,016,605,000 円-(b)

【令和3年度実施内容と期待される効果】

自動車事業会計に繰出しを行い、経営の健全化を図ります。

【実績及び今後見込み】

(単位：千円)

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度予算	R3年度予算	R4年度見込
事業費	404,613	240,745	0	0	0	416,591	426,240
市債+一般財源	404,613	240,745	0	0	0	416,591	426,240

なお、総務省の繰出基準に基づく補助金であり、今後、法令や繰出基準が変更となった場合は、金額の増減が発生します。

【事業費の内訳】

○令和3年度算定基礎数値

標準報酬	7,874,068 千円	7,874,068 千円 × 40.98 / 1000 =	322,679 千円
期末	2,291,666 千円	2,291,666 千円 × 40.98 / 1000 =	93,912 千円
			416,591 千円 基礎計上額

○令和元年度精算分

令和元年度繰入額 0 千円 - 決算額 0 千円 = 0 千円・・・精算なし

○基礎計上額に対し、前々年度の経常収支の不足額又は前年度の繰越欠損金額を上限として額を計上

令和3年度計上額 416,591 千円 + 0 千円 = 416,591 千円
 (基礎計上額) (前々年度精算額)

【事業スケジュール】

年間の基礎年金拠出額を基に、年度末に一括補助

【事業開始年度】

平成13年度に繰出基準に追加され、同年度から補助開始

【根拠法令】

地方公営企業法第17条の3
 令和2年4月1日総財令第77号「令和2年度の地方公営企業繰出金について(通知)」

【根拠とするデータ等】

横浜市交通局職員数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	藤村 英樹	栗原 渉	阿武 拓実